



厚生労働省福島労働局発表  
令和元年6月13日

担当	福島労働局 健康安全課 課長 秋元篤史 産業安全専門官 近藤正道 電話 024-536-4603
----	---

## 安全衛生に係る厚生労働大臣表彰の受賞者が決定（本県関係）

### ー 7月4日に福島労働局において表彰伝達式を行いますー

厚生労働省では、毎年、全国安全週間（7月1日～7日）の時期に、安全衛生に関する水準が優秀で他の模範と認められる事業場や、長年にわたり地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大の貢献をした功績者などに対して、厚生労働大臣表彰を行っています。

厚生労働本省は、本年度の受賞者を6月13日（木）に発表しました。  
本県関係の受賞者は以下のとおりです。

**【功績賞】**（安全衛生活動の指導的立場にあり、地域、団体または事業場の安全衛生水準の向上・発展に多大な貢献をした個人）

おのとしひろ  
**小野 利廣 氏**（建設業労働災害防止協会福島県支部 前支部長）

からはし こういちろう  
**唐橋 幸市郎 氏**（一般社団法人福島県労働基準協会 会長）

## <表彰伝達式>

福島労働局（局長 岩瀬信也）では、上記の受賞者に対する厚生労働大臣表彰の伝達式を、次の日程により行います。

○日時 **令和元年7月4日(木) 午前11時より**

○会場 **福島合同庁舎 3階共用会議室**

（福島市霞町1-46 福島合同庁舎）

## 参考 1 : 受賞者 (50音順)

### ○【功績賞】 小野 利廣 氏 (69歳)

平成19年5月から現在まで通算12年間、建設業労働災害防止協会福島県支部(※1)の支部長及び副支部長として、福島県建設業労働災害防止大会の開催、安全衛生表彰の実施、ホームページ等による安全衛生情報や災害事例の提供、安全指導者による安全パトロールの実施、建設業関連の技能講習や特別教育、能力向上教育等の実施、厚生労働省が委託している「東日本大震災復旧復興工事労災防止福島支援センター」(※2)における巡回指導など、福島県内の建設業における安全衛生水準の向上・発展に多大な貢献をされるとともに、福島県内の復興工事における労働災害防止に対する積極的な活動により労働災害の減少に寄与した功績が認められた。

- ※1. 「建設業労働災害防止協会」は、建設業を営む事業場や団体で構成され、建設業労働災害防止規程を設定し、労働者の安全衛生の措置に対する援助・指導を行うなど、自主的な活動を促進し、建設業の労働災害防止を図ることを目的に昭和39年9月1日に設立された特別民間法人。福島県支部は昭和39年11月3日に設立された。
- ※2. 「東日本大震災復旧復興工事労災防止福島支援センター」は、厚生労働省の委託事業である東日本大震災及び平成28年熊本地震に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業の拠点として福島県に設置されたセンターで、専門家の巡回指導による統括安全衛生管理の徹底、新規参入者、総合工事業者の管理監督者等に対する安全衛生に関する教育などの支援を行っている。

### ○【功績賞】 唐橋 幸市郎 氏 (72歳)

平成2年5月から現在まで通算29年間、一般社団法人喜多方労働基準協会(※3)の会長及び副会長として、また、一般社団法人福島県労働基準協会(※4)の会長及び副会長として、産業安全衛生大会の開催、安全衛生表彰、安全管理者や衛生管理者を対象とした研修会等の開催、安全衛生関係広報誌やホームページによる安全衛生情報の提供、技能講習等の実施、労働災害が増加する第三次産業の事業場における自主的安全衛生活動の促進を目的とした「第三次産業ゼロ災記録証授与制度」の創設など、福島県内の安全衛生水準の向上・発展に多大な貢献をされた功績が認められた。

- ※3. 「一般社団法人喜多方労働基準協会」は、主に喜多方市等において、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、最低賃金法等の関係法令の普及を図るとともに、労務管理の改善、労働災害防止等のための活動推進、労働保険事務委託業務等を行うことにより、労働者の福祉の増進と産業の健全な発展に寄与することを目的に昭和55年5月12日に設立された法人。(前身は「喜多方労働基準協会」(昭和26年4月設立))
- ※4. 「一般社団法人福島県労働基準協会」は、主に福島県内において、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、最低賃金法等の関係法令の普及を図るとともに、労働条件の確保・改善、労働災害防止、健康確保等を行うための必要な事業を行うことにより、労働者の福祉の増進と産業の健全な発展に寄与することを目的に昭和48年4月1日に設立された法人。(前身は「福島県労働基準協会連合会」(昭和26年4月設立))

## 参考2：安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣表彰

労働安全衛生法では、働く人の安全と健康を確保し、快適な職場環境をつくるため、事業者には労働災害の防止に取り組むよう定めています。この表彰は、災害が起っていない期間が特に長く、職場のリスクアセスメントを低減する取組が特に活発に行われているなど、他の模範と認められる優良な事業場や団体をたたえるものです。

また、事業者団体の役員や学識経験者などで、長年にわたり安全衛生活動の指導的立場にあり、地域、団体または事業場の安全衛生水準の向上・発展に多大な貢献をした功労者なども対象となります。

## 参考3：本県の厚生労働大臣表彰受賞歴

年度	優良賞	奨励賞	団体賞	功労賞	功績賞	安全衛生推進賞
22						1
23						
24						
25	1				1	
26		1			1	
27		1			1	1
28					1	1
29		1				
30					1	1
元					2	

## 参考4：令和元年度厚生労働大臣表彰受賞事業場・受賞者数【全国】

- (1) 優良賞（12事業場）  
安全衛生に関する水準が特に優秀で、他の模範と認められる事業場
- (2) 奨励賞（13事業場）  
安全衛生に関する水準が優秀で、改善の取組が他の模範になると認められる事業場
- (3) 団体賞（該当なし）  
安全衛生活動を活発に推進し、関係事業場の安全衛生水準の向上に顕著な功績があった団体
- (4) 功労賞（2名）  
長年、労働安全衛生に尽くし、日本の安全衛生水準の向上に多大な貢献をした個人
- (5) 功績賞（31名）  
安全衛生活動の指導的立場にあり、地域、団体、関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人
- (6) 安全衛生推進賞（4名）  
長年、安全衛生関係の業務に従事し、地域、団体、関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人